

レーダー又はその部分品  
 (4及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)  
 輸出令別表第1の10の項(11)、省令第9条第十三号

貨物名： \_\_\_\_\_  
 メーカー名： \_\_\_\_\_  
 型及び銘柄： \_\_\_\_\_

パラメータシート  
 様式：9-13

(1/5)

©CISTEC2025.08.25  
 (令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項	回	答	データ及び備考
レーダーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品か？	<input type="checkbox"/> はい (判定終了) (レ又は×を記入)	<input type="checkbox"/> いいえ	
(1) 二次監視レーダー又はその部分品	<input type="checkbox"/> (1)		
(2) 民生用自動車レーダー又はその部分品	<input type="checkbox"/> (2)		
(3) 気象レーダー又はその部分品	<input type="checkbox"/> (3)		
(4) 国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びその部分品	<input type="checkbox"/> (4)		
(5) 航空管制用の表示装置	<input type="checkbox"/> (5)		
		↓	
イ 40ギガヘルツ以上230ギガヘルツ以下の周波数範囲で使用することができるレーダーか？	<input type="checkbox"/> いいえ ← 口項へ	<input type="checkbox"/> はい ↓	周波数 ( ~ GHz)
(1) 平均出力が100ミリワットを超えるものか？	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	平均出力 ( mW)
(2) 距離の位置精度が1メートル以下であって、方位角の位置精度が0.2度以下のものか？	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	距離精度 ( m) 方位角精度 ( 度)
ロ 同調可能な帯域の幅が中心周波数の12.5パーセントを超えるレーダーか？	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	帯域幅 ( %)
ハ 3以上の搬送周波数を同時に使用することができるレーダーか？	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	搬送周波数の数 ( 波)

レーダー又はその部分品  
 (4及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)  
 輸出令別表第1の10の項(11)、省令第9条第十三号

パラメータシート

様式:9-13

(2/5)

©CISTEC2025.08.25  
 (令和7年5月28日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回	答	データ及び備考
ニ 合成開口レーダー (SAR)、逆合成開口レーダー (ISAR) 又は側方監視レーダー (SLAR) として使用することができるレーダーか？	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい [告示貨物] (レ又は×を記入) <input type="checkbox"/> SAR <input type="checkbox"/> ISAR <input type="checkbox"/> SLAR ↓	
ホ 電子的に走査が可能なアレーアンテナを組み込んだレーダーか？	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
ヘ 目標の高度を測定することができるレーダーか？	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
ト 気球又は航空機に搭載するように設計したレーダーであって、移動する目標を検出するためにドップラー効果を利用するものか？	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
チ 次のいずれかの技術を利用するレーダーか？  (一) スペクトル拡散 (二) 周波数アジリティ	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい [告示貨物] (レ又は×を記入) <input type="checkbox"/> (一) <input type="checkbox"/> (二) ↓	
リ 地上用のレーダーであって、計測距離が185キロメートルを超えるものか？	<input type="checkbox"/> いいえ ← 又項へ	<input type="checkbox"/> はい ↓	計測距離 (            km)
・ 次のいずれかのレーダーか？  (1) 漁場監視レーダー (2) 航空管制用に設計した地上レーダー (3) 気象用気球追尾レーダー	<input type="checkbox"/> はい (レ又は×を記入) <input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	



レーダー又はその部分品  
 (4及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)  
 輸出令別表第1の10の項(11)、省令第9条第十三号

パラメータシート

様式:9-13

(4/5)

©CISTEC2025.08.25  
 (令和7年5月28日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回	答	データ及び備考
マ 次のいずれかに該当するデータ処理技術を利用するレーダーか？	<input type="checkbox"/> いいえ ← *項へ	<input type="checkbox"/> はい ↓	
・ 船舶航行サービスのために設計された装置又はその部分品か？	<input type="checkbox"/> はい (判定終了)	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	
(一) 自動目標追尾の技術であって、次のアンテナビームが通過する時点より先の時点における目標の未来位置を予測することができるものを利用するものか？	<input type="checkbox"/> いいえ ← (三)項へ	<input type="checkbox"/> はい ↓	
・ 衝突防止機能で、次のいずれかのものか？ (1) 航空管制用 (2) 航海用レーダー	<input type="checkbox"/> はい (レ又は×を記入) <input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> (2) ↓	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	
(三) ヘ又はりに該当する1のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するよう、互いの距離が1,500メートル以上離れている2以上のレーダーから得られる目標データの重ね合わせ、相関又はデータフュージョンを6秒以内で行う技術を利用するものか？	<input type="checkbox"/> いいえ ← (四)項へ	<input type="checkbox"/> はい ↓	理由:
(四) ヘ又はりに該当する1のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するよう、車両、船舶、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体に搭載したレーダーを含む2以上のレーダーから得られる目標データの重ね合わせ、相関又はデータフュージョンを6秒以内で行う技術を利用するものか？	<input type="checkbox"/> いいえ ← *項へ	<input type="checkbox"/> はい ↓	理由:

レーダー又はその部分品  
 (4及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)  
 輸出令別表第1の10の項(11)、省令第9条第十三号

パラメータシート

様式:9-13

(5/5)

©CISTEC2025.08.25  
 (令和7年5月28日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答		データ及び備考
* イからヲまでのいずれかに該当するレーダーの部分品か？	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい 該当項 [            ]	該当項[ ]にニ、チ又はルを記入された場合は「告示貨物」に該当する。
判 定 結 果	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該 当	
該 当 項 番 (    )内に該当番号を記入する。 [    ]「告示貨物」のとき[告示]と記入する。	① 輸出令別表第1の10の項(11) ② 貨物等省令の条項等の番号等 省令第9条第十三号 (    )(    ) [    ] 同 条 同 号 (    )(    ) [    ] 同 条 同 号 (    )(    ) [    ]		

- 注1. パラメータシートには、資料(カタログ、仕様書等)を添付し、判定の根拠を明示すること。  
 注2. 回答欄右側の下線付の回答に一つもチェックされない場合は当該物が標記に非該当であり、回答欄右側の下線付の回答に一つでもチェックされた場合は該当と判定される。  
 注3. 貨物の該非にかかわらず、役務(プログラムその他の技術)が含まれている場合は、様式9T-2についても判定を行うこと。  
 注4. レーダー又はその部分品については、併せて15項の判定が必要である。  
 注5. 「告示貨物」とは「輸出令別表第3の3の規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物」に該当するものをい  
 注6. 「送受信モジュール」「送信用モノリシックマイクロ波集積回路」「送信モジュール」「送信用モノリシックマイクロ波集積回路」(輸出令別表第1の7の項(2)、省令第6第二号カ)の場合は、7の項(2)でも判定を行うこと。  
 注7. 「レーザーレーダー(ライダーを含む。)」については、併せて10項(8)の判定が必要である。

検討の結果、以上のとおり相違ありません

作成責任者：(作成年月日                      年            月            日)

会 社 名

所 属 ・ 役 職

(フリガナ)

氏            名

印

電            話